

令和5年度_洋上風力発電人材育成事業費補助金_FAQ

#	カテゴリ	質問	回答
1	応募時	副総括事業代表者（サブリーダー）を複数置く計画にしておりますが、1名でなければならないルール等ありますか。	1名に限りませんので、複数の方を選任して問題ありません。
2	応募時	様式2の提案書内には、図を利用して問題ないですか。	提案書内の図の記載につきまして、図をご使用いただいて問題ありません。
3	応募時	コンソーシアムで応募する検討をしていますが、応募締め切りまでに締結が難しい場合、コンソーシアムの形成の合意がとれていることを前提に、取り交わし予定の協定書を添付することで、応募できますか。	・コンソーシアム協定書については、締結予定の内容のものを提出いただく ・これとは別に説明書（締結予定のコンソーシアム協定書に記載のあるメンバーで実施する旨を記載）を作成いただく こちらの2点をもって、締結済みのコンソーシアム協定書に代える形にてお願いします。
4	応募時	応募書類の様式4において役員の生年月日を記載するようになっていますが、この情報は個人情報に当たり回答できない場合はどうすればいいですか。	利益相反等の確認をする際に、個人を特定するための項目として挙げておりますが、個人情報として回答いただけない場合は、様式上は空欄とし、別途記載をできない旨を記載した説明書類（様式任意）を作成、提出ください。
5	応募時	“直近3年の財務諸表の提出”とありますが、設立して3年未満のため財務諸表が提出できない場合はどうすればいいですか。	設立されて間もないため直近3か年の財務諸表の提出ができない場合、応募の際は財務諸表の代わりとして、直近3年分の財務諸表ができない旨を記載した説明書（様式任意）を提出してください。
6	応募時	株主等一覧表に該当する株主がない場合は記載は不要ですか。	該当する株主等がない場合は、空欄にて問題ありません。
7	応募時	同一カテゴリにおいて、「自社単独」と「自社を代表補助事業者としたコンソーシアム」の2つの応募は併存することが出来なんでしょうか。	単独事業者はコンソーシアムの「代表補助事業者」と同義になるため、同一カテゴリ内でコンソーシアムの「代表補助事業者」と単独事業者として応募いただくことはできません。
8	応募時	応募申請書の記載について、参加補助事業者の右側の「 者」となっている部分には何を記載しますか。	こちらには「参加補助事業者」の事業者数を記載ください。 例：代表補助事業者A社、参加補助事業者がB大学、C社の場合「参加補助事業者」は「2者」となります。
9	応募時	提案書について、カテゴリb,cで応募する際、2年目の成果指標はどこに記載すればいいですか。	提案書内の2-2の欄に、2年目の成果指標等についてもご記載ください。
10	応募時	補助事業者に選出された場合、協力者や外注先が公開されることはありますか。	採択事業者として公開されるのは、コンソーシアムの代表補助事業者および参加補助事業者までとなるため、協力者や委託先等は公開されません。
11	応募時	支出計画書を作成する際、外貨建ての取引の為替レートは応募時のものでよいですか。	応募時のレートを利用して算出してください。
12	応募時	支出計画書の算出根拠の欄に記載されている単位（個、回など）は変更してもよいですか。	必要に応じて変更して差し支えございません。
13	採択後	相見積が必要となるのは、いくら以上の経費ですか。	補助事業事務処理マニュアルの各費目の＜経理処理等のルール＞より、「経済性の観点から、可能な範囲において相見積りを取り、相見積りの中で最低価格を提示した者を選定してください。相見積りを取っていない場合又は最低価格を提示した者を選定していない場合には、その選定理由を明らかにした選定理由書を整備してください。」とありますので、金額にかかわらず原則相見積りを取頂いたき、取得しない場合は選定理由書の作成をお願いいたします。（一部費目を除く）
14	採択後	活動報告書や実績報告書の作成を委託費として計上できますか。	補助事業事務処理マニュアルP2＜経理処理の基本ルール＞にございます、「確定検査等を受けるための費用や、事業終了後における実績報告書作成費用、～は原則補助対象とはなりません」とございますように、事業の報告にかかる作業は補助対象と出来かねます。